

各位

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課

「健康増進法の一部を改正する法律」及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例」の取り扱い（令和2年4月1日以降）について

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例」（令和元年条例第38号。以下「改正条例」という。）により、令和2年4月1日以降、各施設において措置が必要となる受動喫煙防止対策につきましては、以下のとおりとなりますので、適切な対応をよろしくお願いいたします。

【一部改正した条例の概要（令和2年4月1日施行）】

◇ 法規制が適用される規定の削除

法の規制が条例の規制を上回る内容について、法に委ねることとし、当該内容に関する条例の規定を削除する。

- ・ 第8条（喫煙禁止区域での喫煙禁止）
- ・ 第9条（第1種施設における禁煙措置、第2種施設における禁煙または分煙の措置）
- ・ 第12条（喫煙器具または設備の設置禁止）
- ・ 第14条（喫煙の中止の求め）
- ・ 第15条第1項各号（喫煙禁止区域等の表示）
- ・ 第20条（知事認定施設（適用除外施設））

◇ 法施行に伴う定義規定の削除

法においては「分煙」及び「喫煙所」が認められていないことから、当該定義を削除する。

◇ 法施行に伴う対象者の変更

法においては喫煙区域への立入制限を課す対象者が「二十歳未満の者」であることから、条例における「未成年者」の一部を「二十歳未満の者」に改正する。

◇ 法施行に伴う施設種別の変更等

法において新たに規定された施設種別の名称が、条例の施設種別の名称と重複することから、「第1種施設」「第2種施設」「特例第2種施設」をそれぞれ「県第1種施設」「県第2種施設」「特例県第2種施設」に改正する。

【 各施設において必要となる措置 】

◇ 設置できる喫煙室の種類 (○=設置可、×=設置不可、-=対象外)

条例種別	法種別	施設例	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室	備考
第1種	第一種	学校、病院、行政機関、保育所、児童厚生施設、介護老人保健施設、等	×	×	×	×	特定屋外喫煙場所は設置可
	第二種	映画館、集会場、神社・寺院、運動施設、公衆浴場、百貨店、金融機関、図書館、動物園、第一種以外の老人ホーム、等	○	×	×	×	
第2種 (特例第2種)		新規飲食店、客席 100 m ² を超える既存の飲食店、ゲームセンター、カラオケ、その他サービス業の店舗	○	○	×	×	
	既存特定飲食提供施設	客席 100 m ² 以下の既存の飲食店	○	○	○	×	資本金等、その他の要件あり
	喫煙目的施設	喫煙する場所の提供が主目的である施設 (公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー等、店内で喫煙可能なたばこ販売店)	/	/	/	○	

◇ 喫煙室別のできる/できないこと (○=可能、×=不可)

喫煙室(施設)の種類	喫煙		喫煙以外のサービス享受 (飲食、映画鑑賞、等)	20歳未満の者 (従業員含む) の立入り	
	紙巻たばこ	加熱式たばこ			
特定屋外喫煙場所	○	○	×	×	
喫煙専用室	○	○	×	×	
指定たばこ専用喫煙室	×	○	○	×	
喫煙可能室	○	○	○	×	
喫煙目的室	公衆喫煙所	○	×	×	
	喫煙を主目的とするバー等	○	○	○ (喫煙が主目的)	×
	たばこ販売店	○	○	×	×

◇ 喫煙室別の取るべき措置（○＝必要、×＝不要）

喫煙室(施設)の種類		煙の流出防止 (技術的基準への 適合)	20歳未満の者 (従業員含む) の立入禁止	標識の 掲示	広告・ 宣伝時 の明示	要件に 係る 書類の 保存	設置等の 届出
特定屋外喫煙場所		×(注※)	○	○	×	×	×
喫煙専用室		○	○	○	×	×	×
指定たばこ専用喫煙室		○	○	○	○	×	×
喫煙可能室		○	○	○	○	○	○
喫煙 目的 室	公衆喫煙所	○	○	○	○	×	×
	喫煙を主目的 とするバー等	○	○	○	○	○	×
	たばこ販売店	○	○	○	○	○	×

注※ 特定屋外喫煙場所については、煙の流出を防止するための技術的基準ではなく、「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」に「喫煙することができる場所を区画」し、「特定屋外喫煙場所である旨の標識を掲示」することが必要です。

【 罰則の適用 】

◇ 義務違反時の罰則の例

対象者	違反内容	過料額	根拠
すべての人 (施設管理権原者等を含む)	喫煙禁止場所での喫煙	30万円以下	法
	類似標識の掲示による誤認誘発、掲示標識の汚損等	50万円以下	法
施設管理権原者等(※)	喫煙禁止場所への喫煙器具・設備の設置または不撤去	50万円以下	法
	各喫煙室における技術的基準の不適合	50万円以下	法
		5万円以下	条例
	喫煙室標識の不掲示	50万円以下	法
	禁煙表示の不掲示	5万円以下	条例
	喫煙室廃止後の標識の不除去	30万円以下	法
	(喫煙可能室、喫煙目的室の要件に係る)書類の保存不備、虚偽記載	30万円以下	法
	立入検査・立入調査の妨害忌避等(法は立入検査、条例は立入調査)	20万円以下	法
5万円以下		条例	
20歳未満の者の立入り	5万円以下	条例	

※施設管理権原者等：健康増進法は、施設の「管理権原者」及び「管理者」。「施設管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組みについて、その方針の判断、決定を行う立場にある者であり、例えば施設の整備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいう。「管理者」とは事実上、現場の管理を行っている者をいう。条例は「施設管理者」。

[詳しくは次のホームページ等でもご案内しておりますので、ご覧ください。]

- 「条例について」
「神奈川県」 → 「かながわのたばこ対策」 → 「受動喫煙防止対策」
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f6955/p23021.html>

- 「改正健康増進法について」
「厚生労働省」 → 「なくそう！望まない受動喫煙」 web サイト
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

- 「健康増進法の一部を改正する法律の概要や法令・通知」
「厚生労働省」 → 「受動喫煙対策」 サイト
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

- 「厚生労働省の健康増進法の受動喫煙対策に係るコールセンター」
電話番号 03-5539-0303 (受付時間9:30~18:15 (土日・祝日は除く))

問合せ先
たばこ対策グループ 三ツ谷
電話 045-210-5025